

本検討委員会における「価値あるデータ」のイメージ図

収集・蓄積・保管等するためには一定の投資又は労力を投じることが必要であり、
営業(事業)活動上の利益として保護すべきもの※(翼システム事件裁判例参照)

= 本検討委員会における「価値あるデータ」 ※著作権、特許権などの既存の知的財産権の対象を除く。

利用にあたって一定の条件があることについて外的的に認識可能なもの

有用性及び非公知性に加え、
秘密として管理されているもの
=「営業秘密」

- ・自社内で利用・管理・秘匿することで、競争力の源泉となるデータ(ノウハウなど)
- ・特定の提携先と秘密保持契約を結んで共同利用することにより、更なる価値を生むデータ

・他分野の複数の企業とオープンに利用した場合に、さらに価値を生み得るデータ

〔例:自動車の走行データの損害保険商品への活用
携帯電話の位置データ(匿名加工済)のタクシー配車への活用〕

現行制度上、契約で利活用されている一方で、不正利用される懸念などから、死蔵されている可能性が指摘されている。

- 緑枠: 本検討委員会において、**投資のインセンティブを付与する必要性**から、「価値あるデータ」として定義したもの(参考:投じた費用と労力が営業活動上の利益として評価された例(翼システム事件))
- 赤枠: 利用にあたって一定の条件(目的制限、報酬支払など)があることについて、**外的的に認識可能なもの**。
(例えば、データ及びその利用条件を登録等して、明確に、外的的に認識できるようにする仕組みが考えられる。)
- 青枠: **秘密管理性を含む営業秘密の3要件を満たすもの**。
(なお、「秘密管理性要件が満たされたためには、営業秘密保有企業の秘密管理意思が秘密管理措置によって従業員等に対して明確に示され、当該秘密管理意思に対する従業員等の認識可能性が確保されている必要がある。また、秘密管理性要件を満たすための具体的に必要な秘密管理措置の内容・程度は、企業の規模、業態、従業員の職務、情報の性質その他の事情の如何によって異なる」(※営業秘密管理指針(平成27年1月28日全部改訂)参照)とされている。)